

6 観監査第 19 号

令和 6 年 8 月 21 日

請求人 様

観音寺市監査委員 大西 保行

観音寺市監査委員 石山 秀和

観音寺市職員措置請求の監査結果について（通知）

令和 6 年 6 月 28 日付けで提出された地方自治法（以下「法」という）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を審査しましたので、その結果を次のとおり通知します。

第1 請求の内容（事実を証する書類は省略）

1 請求人

省 略

2 請求書の提出

令和6年6月28日

3 事案の概要（3～8については、請求書原文のとおりですが、誤字脱字については修正している場合があります。）

観音寺市は、ごみ集積所に関して公序良俗に反する行為を市内の「A自治会及びB自治会（以下、当該自治会という）」に対して、観音寺市補助金等交付規則等に反して補助金を支出している。当該自治会に対する補助金の交付の決定及びこれに伴う公金支出等が違法・不当であることを理由に、この支出の返還を求める措置・勧告を求める。

4 「誰が」について

観音寺市長

5 「いつ、どのような「財務会計上の行為又は怠る事実」をおこなっているか。」について

（1）観音寺市は、当該自治会に対して「その区域の住民相互の連絡、環境整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められる（地方自治法第260条の2第2項第1号）」との認可要件を満たしているとして認可地縁団体として認可している。

そして、観音寺市は当該自治会に対して以下に述べるような補助金等を支出している。

○観音寺市自治会活動補助金（観音寺市自治会活動補助金交付要綱参照）

○ごみ減量化推進補助事業補助金（観音寺環境衛生組合経由で交付）

○河川清掃補助金（観音寺環境衛生組合経由で交付）

○自治会集会場等建設工事等にかかる経費についての補助金

(2) 当該自治会は、以下に述べる様な活動を行っている。

市は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下廃掃法）に基づき、地域住民の誰もが利用できるごみ集積所を設置して、同法第六条の二により一般廃棄物を「収集し、これを運搬し、及び処分」を行っている。

一方、当該自治会は、別紙の写真にある様に自治会に加入していない地域住民のごみ集積所の利用を妨害している。またA自治会は、自治会未加入者が利用するなら利用料金を徴収すると主張する。そして、A自治会会員に対して、「ごみ集積所は自分たちのものであるから、自治会員以外は利用させない。仮に利用するなら年間一万二千元徴収する」旨を周知徹底している。

このような「自治会が自治会員以外のごみ集積所の利用を妨害する行為」に対して、最高裁は「公序良俗に反する」と判示している。

(3) 当該自治会のその他の不法行為

ア 当該自治会は、地域住民が生活排水を排水路に流しているとして、水利組合の水利費を徴収している。（最高裁で違法である旨の判例が多数存在する。）

イ 当該自治会は、共同募金を徴収している。（これも最高裁で、募金を上乗せ徴収する自治会の決議は、公序良俗に反し無効である旨の判例が出ている。）

ウ 神社等に寄付を行っている。憲法で定める政教分離の観点から、補助金が自治会を経由して寄付されることは、違法である旨の判例は多数存在する。

(4) 上記(2)及び(3)に述べるような活動を行う当該自治会は、

ア 当該自治会の活動は観音寺市自治会活動補助金交付要綱第1条の「自治会の活動を促進し、その健全な発展を図るため…補助金を交付する…」という「趣旨」に反している。

イ 当該自治会は、同要綱第2条の「地域における共通する課題の解決に向けお互い協力してより豊かな地域づくりを進めていくために」組織された自主組織に当たらない。

ウ 同要綱第4条第1項第1号の「環境美化に関する活動」を行うとして補助金を受けていながら、「年間一万二千元徴収する」を定めている。当然、この活動は同条第2項に定める「営利活動」にあたり補助金の交付対象ではない。また、観音寺市自治会活動補助金交付申請書には「なお、交付される補助金は、政治活動、宗教活動及び営利活動に使用しません。」との誓約の文言がある。

(5) 上記のように当該自治会は、補助金の交付対象外の活動を行っている。しかし、市は、当該自治会の活動を漫然と放置し、観音寺市補助金等交付規則第 12 条に定める交付した補助金の返還を命じるなどの措置を行っていない。

6 「その行為は、どのような理由で違法又は不当なのか」について

(1) 憲法第 14 条には「法の下での平等原則」が定められ、そして地方自治法第 10 条第 2 項には、「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」と定められている。しかし、現状ではごみ集積所を利用できないので、廃掃法第六条の二に定める「一般廃棄物を収集し、これを運搬し、及び処分…」という市の役務の提供を、ひとしく受けることが出来ない。

また、地方自治法は「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に務めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない（同法第 2 条第 14 項）」と定め、地方財政法も「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない（同法第 4 条第 1 項）」と定めている。

(2) 一方、観音寺市補助金等交付規則第 3 条には「補助金等は、市長が公益上必要があると認める事業で、補助金等の交付を要するものに対し、予算の範囲内でその必要な経費の全部又は一部を交付する。」とある。しかし、ごみ集積所の利用を妨害する行為を行う当該自治会の活動は、「公益上必要があると認める事業」であろう筈がない。

そして、観音寺市補助金等交付規則第 12 条には「市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消し、すでに交付した補助金等があるときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

ア 偽りその他の不正な手段により補助金等の交付を受けたとき。

イ 補助金等を申請の目的以外に使用したとき。

ウ 前 2 号に定めるもののほか、市長の指示に従わなかったとき。」

と定められているにもかかわらず、市は、当該自治会に補助金の返還を命じるなどの措置を怠っている。

(3) したがって、観音寺市の当該自治会に対する補助金支出は、観音寺市補助金等交付規則や地方自治法等に反し違法・不当である。

7 「その結果、市にどのような損害が生じているか。」について

当該自治会に補助金として支出された公金は、上記の通り違法若しくは不当な公金の支出に当たるものである。それにより、我々が汗水たらして納税した税金は、当該自治会の補助金支出のために失われている。そして、昨今の物価高に苦しむ市民に対する手当が不十分であったり、費用が掛かるとの理由で高齢者や障害を持つ人々の為の「ごみのふれあい個別収集」が実施されない等、市民の為の行政サービスが行われていない。

8 「どのような措置を請求するのか」について

監査委員は、A自治会及びB自治会に係る違法・不当な公金支出（過去5年間）について、観音寺市長に対し、A自治会及びB自治会から観音寺市に不当利得の返還を求めるなど、観音寺市の被った被害を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。

第2 請求の受理

本件請求については、法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認めましたが、一部、公金の支出を個別的・具体的に示されていなかったものがあり、それについては補正を求めたうえで令和6年6月28日付けで請求書を受理しました。

なお、求めた補正については、7月19日に補正書の提出があり、これを収受しました。

第3 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人から陳述に代えて、令和6年7月23日付けの陳述書及び事実証明書の追加の提出がありました。

2 監査の対象部課に対する調査

(1) 監査対象部課

市民部地域支援課

市民部生活環境課

(2) 監査対象の補助金

自治会活動補助金

ごみ減量化推進事業補助金

自治公民館建設費補助金

自治会集会場等建設工事等補助金

河川清掃補助金

「自治会館」建設工事に係る補助金

(以下、当該補助金という)

(3) 関係職員の事情聴取

市民部地域支援課及び生活環境課（以下、関係課という）から、令和6年7月30日付けで弁明書の提出があり、聴取等を行いました。

第4 監査の対象事項

1 監査の対象事項

請求人は、「ごみ集積所を自治会員以外は利用させない。仮に利用するなら年間一万二千元徴収する。」などとするA自治会の行為は公序良俗に反する行為である。ごみ集積所の利用を妨害する行為を行う当該自治会の活動は、「公益上必要があると認める事業」であろう筈がない。また、水利組合の水利費を徴収、共同募金を徴収、神社等に寄付を行っている自治会はこれまでの裁判判例をみても違法である。市自治会活動補助金交付申請書には「なお、交付される補助金は、政治活動、宗教活動及び営利活動に使用しません。」との誓約の文言がある。補助金を支出することに関し、その団体が受け取るにふさわしい団体であろう筈がない。市は、当該自治会の活動を漫然と放置し、市補助金等交付規則第12条に定める交付した補助金の返還を命じる措置を行っていない、としています。

このことが違法・不当に財産（債権）の管理を怠る事実にあたるとともに、当該自治会への補助金の支出が観音寺市補助金等交付規則や地方自治法等に反し違法・不当として、住民監査請求がなされたものと解されます。

第5 監査の対象事項の事実確認

1 違法・不当に財産（債権）の管理を怠る事実について

当該自治会の活動を漫然と放置し、観音寺市補助金等交付規則第12条に定める交付した補助金の返還を命じる措置を行っていないことが違法・不当に財産（債権）の管理を怠る事実にあたるかについて監査します。

当該自治会は団体の存する区域で地域的な共同活動を行うことを目的とし、すでにその活動を行っている地縁団体です。

また、観音寺市は当該自治会に対して認可要件を満たしている地縁団体としてB自治会は平成21年4月24日付け、A自治会については平成22年5月24日付けで認可をしており、法第260条の2第6項に「第1項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。」とあります。認可地縁団体におけるその運営について、市は一般的監督責任がないものとされているため、自治会の運営に関しては本件監査請求での監査には適しないものと解します。

しかし、請求人が指摘する当該自治会が共同募金や水利費の徴収、神社への寄付を行っていることについては、各自治会の会員総意の元に徴収していると総会決算・予算資料により推認することができます。また、「自治会員以外は年間一万二千円を徴収する」ということが、営利活動にあたると請求人は主張していますが、当該自治会がごみ集積所管理に関し受益者負担を設定していると解され、これらをもって当該自治会が公序良俗に反しており補助金の交付対象として認められないとは言えず、市が当該自治会の活動を漫然と放置し、観音寺市補助金等交付規則第12条に定める交付した補助金の返還を命じるなどの措置を怠っているとは解せません。

本件請求における市職員等による違法・不当な財産（債権）の管理を怠る事実の有無について、補助金の交付を行う市職員等としては、「交付先側による不正行為が明らか」あるいは「合理的に疑われるべき具体的な事情」がある場合には、それらを疑って具体的な調査をすべき職務上の義務があると言えます。本件においては、「不正行為が明らか」あるいは「合理的に疑われるべき具体的な事情がある」とまでは言えず、返還を求めるべき債権が市に存在しているとは言えません。

よって、市が補助金の返還請求をしないことが、違法・不当に財産（債権）の管理を怠る事実にあたるとは言えないと解します。

2 補助金の支出が違法・不当な支出にあたるかについて

当該自治会に対し補助金の交付をしたことが、規則等に反したものであり違法又は不当なものであるか、その結果、市に損害を与えているか、また、補助金の申請から交付に際しての事務処理が規則等に沿って手続きがなされているかどうかを監査します。

当該自治会は、第7監査の結果－1－（1）本件補助金の財務会計処理についての表及び下記の（1）補助金額と補助対象事業の金額の表にあるように、実績報告書等及び関係課からの聴取からも、自治会活動補助金、ごみ減量化推進事業補助金ともに、補助金対象外経費の水利費、共同募金、神社への寄付等に補助金を充てているとは判断できず、観音寺市補助金等交付規則及び観音寺市自治会活動補助金交付要綱に適合していない事実は確認できません。

また、支払い手続きにおいても違法性や不当性があるとは判断できません。（令和6年度については、事業期間内であるため、現段階では判断できません。）

よって、本件補助金の支出により市に損害は発生しているとは認められず、また、損害が発生するおそれがあるとも認定できず、当該自治会への本件補助金は違法・不当な公金の支出には当たるとは言えないと解します。

（1）補助金額と補助対象事業の金額

（補助対象外費用を除く。補助金額は観音寺市自治会活動補助金、ごみ減量化推進事業補助金、自治会集会場等建設工事等補助金の合計額です。）

（単位 円）

年 度	A自治会		B自治会	
	補助金額	補助事業金額	補助金額	補助事業金額
令和3年度	354,000	675,415	1,041,700	3,071,077
令和4年度	483,900	681,727	1,084,900	3,323,030
令和5年度	348,600	818,986	1,044,400	2,903,447
令和6年度（概算払）	335,100	—	1,041,700	—

第6 監査の対象としなかった事項及びその理由

1 期間要件について

法第242条第2項では、住民監査請求の要件として、「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されています。

観音寺市補助金等交付規則の規定によると、市長は当該補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という）からの請求に基づき補助金を交付し、補助事業者は当該補助対象事業が完了したときは、市長に補助事業等実績報告書、収支決算書等を提出しなければならないとなっています。また、市長は、当該報告書等の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知することとなっており、これらの規定をみると、「補助事業者への補助金の交付決定」から「活動実績報告書等を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、精算するまでの行為」を当該補助金の支出に係る一連の財務会計上の行為とみなすことができます。

本請求書が提出された令和6年6月28日時点において、令和4年度以前の補助金については、令和4年度の実績に基づいた補助金の精算が自治会活動補助金では両自治会とも令和5年3月31日、ごみ減量化推進事業補助金も両自治会とも令和5年3月31日、自治会集会场等建設工事等補助金は令和5年1月13日に支払済み（通常払）となっており、「当該行為のあった日」から1年を経過していること、また本請求書、事実証明書及び陳述書からは同項ただし書の規定による「正当な理由」があると認められる根拠は記載されておらず、令和4年度以前の補助金については監査の対象から外れると判断します。

以下に年度別補助金交付金額の一覧で補助金の額について確認します。

・年度別補助金交付金額（陳述書より、一部修正を含む）

（単位 円）

補助金項目		A自治会		B自治会	
令和3年度	自治会活動補助金	234,000		670,700	
	ごみ減量化推進事業補助金	120,000		371,000	
	決算報告書に記載の合計額		354,000		1,041,700
令和4年度	自治会活動補助金	228,900		697,900	
	ごみ減量化推進事業補助金	117,000		387,000	
	決算報告書に記載の合計額		345,900		1,172,900
令和5年度	自治会活動補助金	230,600		672,400	
	ごみ減量化推進事業補助金	118,000		372,000	
	決算報告書に記載の合計額		348,600		1,044,400
令和6年度	自治会活動補助金	222,100		670,700	
	ごみ減量化推進事業補助金	113,000		371,000	
	自治公民館建設費補助金 （平成27年度）	400,000			
	自治会集会場等建設工事等 補助金（令和4年度）	138,000			
合 計			1,921,600		4,300,700

2 期間要件についての判断

以上により、令和4年度以前の補助金に関しては、同項に規定する住民監査請求の要件を満たさないため、

自治会活動補助金 令和3年度・令和4年度

ごみ減量化推進事業補助金 令和3年度・令和4年度

自治公民館建設費補助金 平成27年度（A自治会）

自治会集会場等建設工事等補助金 令和4年度（A自治会）は、
当該行為のあった日から1年を経過していることから、監査の対象外としました。

また、河川清掃補助金については、A自治会・B自治会ともに補助金交付対象には該当しておらず監査の対象外としました。

なお、「自治会館」建設工事に係る補助金に関しては、7月19日付けで提出された補正書において、「返還請求するには消滅時効が成立しており、今回の請求では返還を求めない」とあるため、監査の対象外としました。

よって、自治会活動補助金（令和5年度・令和6年度）及びごみ減量化推進事業補助金（令和5年度・令和6年度）についてを監査の対象としました。（以下、本件補助金という）

第7 監査の結果

本件請求について、監査委員は合議により、次のとおり決定しました。

当該自治会への、自治会活動補助金（令和5年度・令和6年度）及びごみ減量化推進事業補助金（令和5年度・令和6年度）に係る違法・不当に財産（債権）の管理を怠る事実及び違法・不当にあたるとする請求については棄却し、その余の請求についてはこれを却下します。

以下にその理由を述べます。

1 対象部課への事実関係の確認

監査は監査対象部課に事実照会をするとともに、監査対象部課の職員から事情聴取する方法により実施し、その結果、次の事実を確認しました。

(1) 本件補助金の財務会計処理について

	自治会活動補助金		ごみ減量化推進事業補助金	
	B自治会	A自治会	B自治会	A自治会
補助金の額				
令和5年度	672,400 円	230,600 円	372,000 円	118,000 円
令和6年度(概算払)	670,700 円	222,100 円	371,000 円	113,000 円
交付申請日				
令和5年度	R5. 4 . 3	R5. 4 . 10	R5. 4 . 1	
令和6年度(概算払)	R6. 4 . 4	R6. 4 . 8	R6. 4 . 1	
交付決定日				
令和5年度	R5. 4 . 27	R5. 5 . 10	R5. 4 . 1	
令和6年度(概算払)	R6. 5 . 2	R6.5 . 9	R6. 4 . 1	
交付の請求日				
令和5年度	R5. 5 . 8	R5. 5 . 15	R5. 6 . 16	
令和6年度(概算払)	R6. 5 . 8	R6. 5 . 31	R6. 5 . 16	
交付日				
令和5年度	R5. 6 . 9	R5. 6 . 9	R5. 6 . 30	
令和6年度(概算払)	R6. 6 . 10	R6. 6.28	R6. 6 . 28	
実績報告				
令和5年度	R6. 3 . 31	R6. 3 . 31	R6. 3 . 31	
補助金の額の確定				
令和5年度	—	—	R6. 3 . 31	
精算				
令和5年度	R6. 5 . 16	R6. 5 . 16	R6. 4 . 30	

※ごみ減量化推進事業補助金については、両自治会ともに市から観音寺環境衛生組合を通じて補助金を受けているため、交付申請から精算までの日付に関しては観音寺環境衛生組合の日付となっています。

(2) 補助金交付規則等について

観音寺市自治会活動補助金交付要綱

観音寺市補助金等交付規則

(3) 本件補助金について

観音寺市自治会活動補助金

ごみ減量化推進事業補助金

(4) 関係課からの資料提出について

地域支援課

観音寺市自治会活動補助金支出書類関係

認可地縁団体申請書等書類

生活環境課

ごみステーション設置等における内規

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

観音寺環境衛生組合

ごみ減量化推進事業補助金 一覧

河川清掃補助金額 一覧

2 監査委員の判断

請求人は、当該自治会に対する当該補助金が、違法又は不当な財務会計行為により交付されたものであり、当該補助金相当額を市に返還するよう当該自治会に対し求めなければならないことを、市長に勧告するよう求めています。

本件監査に当たっては、市が当該自治会に対し補助金の返還請求を怠っていること及び補助金の交付をしたことが、交付要綱等に反したものであり違法又は不当なものであるか、その結果、市に損害を与えているかについて、監査し補助金の申請から交付に際しての事務処理が規則等に沿って手続きがなされているかどうかを確認したうえで判断しました。

当該自治会は、認可地縁団体であり、地域的な共同活動を目的とし、適正に運営されています。

また、観音寺市自治会活動補助金交付要綱等に則った活動をしており、実績報告書等及び関係課からの聴取からも、自治会活動補助金、ごみ減量化推進事業補助金ともに、補助金対象外経費に補助金を充てておらず、観音寺市補助金等交付規則及び観音寺市自治会活動補助金交付要綱に適合していない事実は確認されず、支払い手続きにおいても違法性や不当性があるとは判断できません。

本件補助金の支出により市に損害が発生しておらず、また、損害が発生するおそれがあるとは認定できません。

よって、当該自治会への本件補助金に対する違法・不当に財産（債権）の管理を怠る事実及び違法・不当な公金の支出には当たらないと判断します。